

# 財政的援助団体等監査結果報告書

平成30年度

佐賀県監査委員



監査第209号  
令和元年6月4日

佐賀県議会議長  
佐賀県知事

桃崎 峰人 様  
山口 祥義 様

佐賀県監査委員 久本 智博  
同 森田 信彦  
同 角 貞樹  
同 藤木 卓一郎

財政的援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。



# 目 次

第1 監査の概要 .....	1
第2 監査の結果 .....	2
第3 意見事項 .....	5
用語等の説明 .....	7
監査対象団体ごとの監査結果 .....	9
1 出資団体	
公益財団法人佐賀県教育文化振興財団 .....	10
公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金 .....	10
公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会 .....	11
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター .....	11
公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団 .....	13
公益財団法人佐賀県芸術文化協会 .....	13
公益財団法人佐賀県臓器バンク .....	13
公益社団法人佐賀県農業公社 .....	14
公益社団法人佐賀県畜産協会 .....	14
公益財団法人さが緑の基金 .....	15
佐賀ターミナルビル株式会社 .....	16
公益財団法人佐賀県健康づくり財団 .....	16
公益財団法人佐賀県アイバンク協会 .....	17
2 補助金等交付団体	
佐賀県私立中学高等学校協会 .....	18
学校法人旭学園 .....	18
学校法人松尾学園 .....	19
日本文化教育学院 .....	19
全日本空輸株式会社 .....	19
三愛アピエーションサービス株式会社 .....	20
松浦鉄道株式会社 .....	20
JR九州バス株式会社 .....	20
西鉄バス佐賀株式会社 .....	21
一般財団法人佐賀陸上競技協会 .....	21
一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会 .....	22
基山フューチャーセンターラボ .....	23
特定非営利活動法人きゃんどうるハート .....	23
特定非営利活動法人子どもと文化のネットワークぽっぼ・わーど .....	23

部落解放同盟佐賀県連合会	24
全日本同和会佐賀県連合会	24
有限会社ウッドライフ	24
社会福祉法人福生会	25
社会福祉法人誠和福祉会	25
特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ	25
社会福祉法人ゆずり葉	26
一般社団法人佐賀県精神科病院協会	27
一般社団法人唐津東松浦医師会	27
学校法人佐賀カトリック学園	27
学校法人光薫学園	28
社会福祉法人佐賀整肢学園	28
佐賀県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会	29
女性グロースハッカー推進共同事業体	30
株式会社manaview	30
浜新硝子株式会社	30
西九州風力発電株式会社	31
株式会社サニックス	31
佐賀県職業能力開発協会	31
小城商工会議所	32
鹿島商工会議所	32
肥前陶磁器商工協同組合	32
佐賀県農業協同組合	33
さが酪農クラスター協議会	33
からつ酪農クラスター協議会	33
芦刈町土地改良区	34
三養基西部土地改良区	34
佐賀東部森林組合	34
佐賀県環境生態系保全対策地域協議会	35
佐賀県漁業就業者支援協議会	35
春秋航空日本株式会社	36
佐賀県プロサッカー振興協議会	36
さが桜マラソン大会代表団体株式会社佐賀新聞社	36
佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議	36
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（再掲）	11
公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団（再掲）	13
公益財団法人佐賀県臓器バンク（再掲）	13
公益社団法人佐賀県農業公社（再掲）	14
公益社団法人佐賀県畜産協会（再掲）	14
佐賀ターミナルビル株式会社（再掲）	16
公益財団法人佐賀県健康づくり財団（再掲）	16

3	公の施設の指定管理団体	
	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会	38
	(佐賀県聴覚障害者サポートセンター)	
	認定特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク	38
	(佐賀県難病相談支援センター)	
	吉野ヶ里パークマネジメントさが	38
	(佐賀県立吉野ヶ里歴史公園)	
	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団(再掲)	10
	(佐賀県波戸岬少年自然の家)	
	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター(再掲)	11
	(佐賀県地域産業支援センター)	
	一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会(再掲)	22
	(勤労身体障害者教養文化体育館)	
	所管課・関係課ごとの監査結果	39
1	補助金等交付団体関係	
	文化課、スポーツ課、長寿社会課	40
	法務私学課	40
	スポーツ課	40
	障害福祉課	41
	こども家庭課	42
	産業企画課	43
	水産課	44
2	指定管理団体関係	
	障害福祉課	45
	都市計画課	45
	平成 30 年 10 月 12 日付監査結果報告事案	47





## 第 1 監査の概要

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政的援助団体等の監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

### 1 監査の実施時期

平成 30 年 6 月から平成 31 年 3 月まで

### 2 監査の対象団体

県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体、補助金・負担金・貸付金等の財政的援助を行っている団体（補助金等交付団体）及び公の施設の管理者に指定している団体のうち 65 団体について実施した。

区 分	出 資	補助金等 交付	指定管理	計
公益財団法人・公益社団法人・地方 独立行政法人	12	8	2	22 ( 12 )
一般財団法人・一般社団法人	-	4	2	6 ( 5 )
学校法人	-	4	-	4 ( 4 )
社会福祉法人・医療法人	-	4	-	4 ( 4 )
特定非営利活動法人（NPO法人）	-	4	1	5 ( 5 )
株式会社・共同事業体	1	14	-	15 ( 13 )
市町	-	-	-	- ( - )
その他	-	23	1	24 ( 22 )
計	13	61	6	80 ( 65 )

（注）・数値は団体数で、（ ）は重複を除く実団体数

・「その他」は、商工会議所、協同組合、土地改良区、森林組合、協議会など

### 3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、団体の運営や事業の執行及び施設の管理が関係法令、規則及び要綱等に則して適正に行われているかの観点に加え、

（ 1 ）出資団体については、経営が適切、良好に行われているか

（ 2 ）補助金等の交付団体については、その目的に沿って事業が適切かつ効率的に執行されているか

（ 3 ）公の施設の管理団体については、運営及び財産管理が適切に行われているかなどを着眼点とした。

### 4 監査の実施方法

団体及び所管課の平成 29 年度事業及び経理執行を中心に監査を行うとともに、施設、設備の整備及び管理については、現場確認を併せて行った。

## 第 2 監 査 の 結 果

### 1 監査の結果の概要

出資団体及び補助金等交付団体における出納その他の事務並びに公の施設の管理は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項等が認められたので、団体及び所管課に対し是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、団体及び所管課に対し指導を行った。

#### 区分別指摘事項及び検討事項の件数

(単位：件)

区 分	平成30年度										(参考) 平成29年度
	出資			補助金等交付			指定管理			合計	
	団体	所管課	計	団体	所管課	計	団体	所管課	計		
重要な 指摘事項				[2] 3	[2] 2	[4] 5		2	2	[4] 7	
その他 指摘事項	2		2	[2] 15	[1] 11	[3] 26		1	1	[3] 29	42
検討事項	4		4		1	1				5	8
合 計	6		6	[4] 18	[3] 14	[7] 32		3	3	[7] 41	50

【 】は平成30年10月12日に繰り上げて監査結果報告を行った事案に係る指摘件数で内数

重要な指摘事項 ... 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 ... 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

検討事項 ... 指摘事項には該当しないが、検討を要する事項で、一般に公表することが相当と認められるもの。

## 2 重要な指摘事項

### (1) 補助金等交付団体関係

#### 佐賀県障害者スポーツ協会運営費補助

##### (団体に対するもの)

実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。

【一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会（スポーツ課）】

補助対象経費の算定で補助対象外経費を含め、また、控除すべき寄付金等を含めて補助金を申請し、過大に補助金を受領していた。

過大補助金受領額 192,986 円

### (2) 公の施設の指定管理団体関係

#### 指定管理（佐賀県聴覚障害者サポートセンター）

##### (所管課に対するもの)

管理委託料を過大に交付しているものがあった。

【一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会（障害福祉課）】

この指定管理事業は消費税法上非課税となっている。したがって管理委託料の消費税の算定にあたり、人件費などの消費税が課税されないものと物品の購入など消費税が課税されるものに区分して積算すべきところ、これを行わず 4,130,000 円（平成 26 年度～平成 28 年度管理委託料）を過大に交付し、損害が発生している。

#### 指定管理（佐賀県立吉野ヶ里歴史公園）

##### (所管課に対するもの)

指定管理区域の設定や業務の変更、委託料の支払いに不適正なものがあった。

【吉野ヶ里パークマネジメントさが（都市計画課）】

県立吉野ヶ里歴史公園の指定管理委託契約において、指定管理区域 60 haのうち、未だ開園されておらず指定管理業務が行われていない未開園部分約 3 haについては、指定管理者に管理させる必要がない区域であるにもかかわらず、当該区域も含めて管理委託料を積算し、この金額をもって契約を締結した結果、平成 29 年度は 5,729,000 円が過大な契約となっている。

この過大な管理委託料は、管理運営協定を変更することなく、同協定にない新たに発生した指定管理業務の経費に使用されていた。

なお、当該区域である県有地は東部土木事務所が別途、予算を措置し管理を行っている。

### 3 その他指摘事項・検討事項

【 】は平成 30 年 10 月 12 日に繰り上げて監査結果報告を行った事案に係る指摘件数で内数

#### (1) 出資団体関係（その他指摘事項：2 件、検討事項：4 件）

##### 出資団体に対するもの（その他指摘事項：2 件、検討事項：4 件）

- ・団体の規程に基づかない処理がされているもの（2 件）
- ・団体が実施する助成事業に係る事務手続きで検討を要するもの（1 件）
- ・剰余金に係る取扱いなど、事務処理で検討を要するもの（3 件）

#### (2) 補助金等交付団体関係（その他指摘事項：26 件【3 件】、検討事項：1 件）

##### 補助金等交付団体に対するもの（その他指摘事項：15 件【2 件】）

- ・補助金交付要綱に定める契約手続き、承認申請など、事務手続きで適正でないもの（4 件）
- ・補助対象経費の積算誤りなど、補助事業に係る事務処理で適正でないもの（8 件）【1 件】
- ・実績報告書で適正でないもの（3 件）【1 件】

##### 所管課に対するもの（その他指摘事項：11 件【1 件】、検討事項：1 件）

- ・補助事業者への指導で不十分なもの（3 件）
- ・補助事業に係る執行管理で不十分なもの（1 件）【1 件】
- ・実績報告書等の審査で不十分なもの（5 件）
- ・補助事業に係る予算措置等で適正でないもの（1 件）
- ・補助金交付要綱で改正を要するもの（1 件）
- ・補助事業に係る実績確認の方法等で検討を要するもの（1 件）

#### (3) 公の施設の指定管理団体関係（その他指摘事項：1 件）

##### 所管課に対するもの（その他指摘事項：1 件）

- ・指定管理に係る執行管理で不適切なもの（1 件）

### 4 監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果

監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果については、9 ページから 54 ページまでに記載している。

### 第3 意見事項

今回、平成30年6月から平成31年3月までの間に財政的援助団体等に対して行った監査結果については、「第2 監査の結果」のとおりである。これらの監査結果を踏まえ、以下のとおり意見を述べる。今後の業務運営及び行政運営にあたり十分留意され、所要の改善措置について検討されたい。

#### 1 出資団体に対するもの

県が公金を使って団体へ出資している目的は、行政の役割を補完するため、あるいは公益上の必要から行っているものであり、その前提として、団体の運営が適切かつ健全に行われることが必須である。

出資団体に対する個別の指摘事項を見ると、資金運用について団体の規程に反した運用が行われ損失を発生させているものや、剰余金の取扱いで検討を要するもの、委託契約の変更手続で適正を欠くものなどが見受けられた。

団体運営や事業が適正に実施され、出資目的が果たされるよう、団体を指導、監督してもらいたい。

#### 2 補助金等交付団体に対するもの

補助金とは、行政目的を推進するに当たり直接的又は間接的に公益上必要がある場合に、団体等に対して交付するものであり、県は補助を行うに当たり、法令及び予算で定めるところに従って適正に執行する必要がある。このため、補助金の交付条件などを補助金等交付規則や交付要綱（以下「交付規則等」という。）で規定しており、その遵守は勿論のこと、その事業成果が求められる。

しかしながら補助金等交付団体に対する個別の指摘事項を見ると、補助事業者に対する指摘では、補助対象経費が支払われていないにもかかわらず支払ったとして実績報告を行い補助金を過大に受領していた事案や、補助対象経費や収入の算定を誤った実績報告を行い、過大に補助金を受領している事案があった。いずれも返還金が発生している。

また補助限度額との関係などで補助金返還には至らないものの、補助対象経費について対象外となる経費が含まれていたり、額の積算に誤りがある事例が見られた。

一方、所管課に対する指摘は、先ほどの裏返しでもあるが、申請書の審査、補助事業の進捗管理や団体への指導、実績報告書の審査等が不十分なものが見られた。

監査ではこれまでも

- ・現場の状況を的確に把握すること
- ・補助事業の変更や実績報告の審査を徹底すること

を繰り返し申し上げている。

補助金チェックリストの見直しが行われ、その必要性を理解されていることと思う。

行政へのニーズが複雑多様化し、そうした中で働き方改革が求められていることも承知しているが、補助金返還を伴う不適正な事案が繰り返し発生していることをしっかり認識し、実効性のある再発防止の対応をお願いしたい。

### 3 公の施設の指定管理団体に対するもの

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として導入されたものであるが、県は施設の設置者として、指定管理者による公の施設の管理が会計処理などを含めて適切に行われているかどうかを十分に監督することが求められている。

指定管理に係る個別の指摘事項を見ると、指定管理者に管理させる必要のない区域を管理の対象として指定管理区域を設定し、過大な金額で契約していたり、非課税事業の指定管理委託費に消費税を含めて積算し過大に支出している事例が見られた。

指定管理区域の設定や消費税の取扱いは指定管理を委託するうえで基本として押さえておかなければならないことであるが、できていなかった。担当者のみならず決裁過程でもチェックできておらず、監査としては重大な問題と考えている。

指定管理団体に何をいくらで委託するのかということ以前に、県民から預かっている税金を適切に無駄なく使わなければならないことを再認識して、間違いがないようにされたい。

### 4 まとめ

以上、出資団体、補助金等交付団体及び公の施設の指定管理団体について、監査委員の意見を述べてきたが、出資金や補助金、管理委託料等は県民が負担した税金等を財源として交付されるものであり、その執行に当たっては、公平性・透明性・公益性を確保するとともに、県民に対して、説明責任を果たしていくことが求められている。

こうした中、今回の監査結果をみると、過去の指摘に類似し毎年同じような内容が続いているが、本年度はこれに加えて、補助対象経費を支払っていないにもかかわらず支払ったとして実績報告を行ったり、指定管理に係る区域設定や消費税の取扱いを誤るという基本的な対応ができていない事案が見られた。「重要な指摘」はこれらの事案も含め7件も見られたところであり、指摘した所管課にあっては実態の把握や団体への指導などが不十分と言わざるを得ない。

県においては、まずは担当職員が状況を的確に把握し、組織として共有したうえで、必要な手続を確実にとるようにされたい。そのためには、担当職員が「そもそもどうあるべきなのか」という基本に立ち返って客観的な証拠に基づき判断する習慣を身に着けることが必要であり、所管課においては職員の資質向上と事業の進捗管理、事務処理に誤りがないかのチェックに努めていただきたい。

また、財務会計や補助金制度、指定管理者制度の運用などで疑義を生じたものや高度な判断を要する場合は、財政課、会計課、人事課などの関係部局と連携して対応されたい。

## 用語等の説明

用語等	説明						
地方自治法第 199 条第 7 項 (財政的援助団体等の監査に関する規定)	条文(抜粋) 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。						
地方自治法第 199 条第 9 項 (監査結果の報告、公表に関する規定)	条文(抜粋) 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。						
地方自治法第 199 条第 10 項 (監査意見に関する規定)	条文(抜粋) 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。						
公の施設の指定管理者制度	指定管理者制度 平成 15 年 9 月 2 日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するそれまでの「管理委託制度」が廃止され、新たに創設された制度です。 「指定管理者制度」では、指定管理者となることができる者の範囲について法律上特段の制約がないことから、民間企業や NPO 法人などを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となりました。  指定管理者制度の目的 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。  指定管理者制度の流れ <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">指定管理者の募集</td> <td style="width: 33%;">申請書の提出</td> <td style="width: 33%;">指定管理者の選定</td> </tr> <tr> <td>議会による議決</td> <td>指定管理者の指定</td> <td>指定管理者による管理運営</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(佐賀県ホームページ引用)</p>	指定管理者の募集	申請書の提出	指定管理者の選定	議会による議決	指定管理者の指定	指定管理者による管理運営
指定管理者の募集	申請書の提出	指定管理者の選定					
議会による議決	指定管理者の指定	指定管理者による管理運営					

	<p>協定書の締結</p> <p>上記の手続によって指定管理者を指定した場合は、公の施設の管理運営について、指定管理者との間に協定を締結するものとする。</p> <p>当該協定には、県が支払うべき管理費用に関する事項その他細目的な事項を規定することとする。特に、業務の内容に関する事項については、施設サービスが低下することがないように、業務の内容を詳細に記載した業務方法書を別途作成することとする。</p> <p>・主な事項 …… 業務の内容に関する事項、指定期間に関する事項、事業計画書の提出に関する事項、事業報告に関する事項、県が支払うべき管理費用に関する事項、個人情報の保護に関する事項、再委託等に関する事項 等</p> <p>(指定管理者制度に係る運用指針引用)</p>
<p>特定非営利活動法人 (NPO法人)</p>	<p>「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。</p> <p>したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。</p> <p>このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(注1)を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と言います。</p> <p>NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。</p> <p>(注1)法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの (内閣府ホームページ引用)</p>
<p>佐賀県補助金等交付規則第13条 (補助金等の額の確定に関する規定)</p>	<p>条文(抜粋)</p> <p>第13条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するのであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。</p>
<p>佐賀県補助金等交付規則の施行について(昭和53年総務部長通知)</p>	<p>通知文(抜粋)</p> <p>12. 実績報告(第12条関係)</p> <p>(1) 実績報告書は、補助事業等の成果が交付の決定の内容及び条件に適合するか否かを審査し、補助金等の精算による補助金等交付事務の結了又は是正措置のいずれを取るかを判断するため提出させるものであるから、適確な判断ができるよう要綱等において、様式、添付書類、提出時期を定めること。</p> <p>この実績報告書においては、補助事業等の成果が把握できるよう、できる限り具体的数値などを盛り込むこと。</p> <p>ただし、補助事業の効果の発現が、補助事業終了後一定期間を要するものなど実績報告書提出までに事業効果を適確に把握することが困難な場合は、実績報告書とは別に、適切な時期を選び、事業効果を把握すること。</p> <p>この実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とし、その際、把握したことについて、次年度以降の予算に反映させること。</p>



## 監査対象団体ごとの監査結果



1 出資団体

団 体 名	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団		
所 在 地	唐津市鎮西町名護屋 5581 番地 1		
監査執行年月日	平成 30 年 9 月 26 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	出 資 金	基 本 財 産	20,000,000 円
		出 資 額	20,000,000 円
		出 資 率	100 %
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県波戸岬少年自然の家
		管 理 委 託 額	99,891,000 円
所 管 課	まなび課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。</p>		

団 体 名	公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金		
所 在 地	佐賀市鬼丸町 7 番 18 号		
監査執行年月日	平成 30 年 7 月 10 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	3,272,426,197 円
		出 資 額	2,880,000,000 円
		出 資 率	88.0 %
所 管 課	福祉課、長寿社会課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>( 1 ) 負担金の支払いの根拠となるものがなかった。 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会の職員が業務に従事しているため、同協議会に対して、従事割合に応じて人件費に係る負担金を支出していたが、支払いの根拠となる協定書等がなかった。協定書の締結を検討されたい。</p> <p>( 2 ) 民間団体に関する助成金について検討を要するものがあった。 ボランティア活動等の育成・支援のため 3 年間で限度として助成金を交付していたが、助成期間内の事業活動は把握しているものの、助成事業終了後の活動状況が把握されていなかった。助成金の効果測定のため、助成事業終了後の活動状況を把握することを検討されたい。 補助対象外となっている団体の役職員等への謝金、賃金の確認にあたっては、団体の役職員等の名簿を徴取するなど客観的な資料による確認を検討されたい。</p>		

団 体 名	公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会		
所 在 地	多久市東多久町大字納所 796-6		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 11 月 6 日		
監 査 執 行 者	監査委員 森田 信彦		
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	10,000,000 円
		出 資 額	10,000,000 円
		出 資 率	100 %
所 管 課	生活衛生課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>( 1 ) 収益に係る決算上の取扱いで検討を要するものがあった。  公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 6 号の収支相償の原則を踏まえ、公益事業会計で剰余金が発生することがないように次年度以降に使用する消耗品を購入していた。  剰余金が発生する場合は、消耗品の購入だけでなく老朽化が目立つ備品に係る整備積立資金に積み立てるなど様々な対応を検討されたい。</p>		

団 体 名	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター			
所 在 地	佐賀市鍋島町大字八戸溝 114 番地			
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 9 月 21 日			
監 査 執 行 者 ( 書 面 )	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史			
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	8,023,943 円	
		出 資 額	8,000,000 円	
		出 資 率	99.70 %	
	補 助 金	補 助 事 業 名	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助	
		補 助 対 象 事 業 費	95,210,010 円	
		補 助 金 交 付 額	95,210,010 円	
		補 助 事 業 名	さが 6 次産業ニュービジネス創出支援事業	
		補 助 対 象 事 業 費	84,509,179 円	
		補 助 金 交 付 額	84,509,179 円	
		補 助 事 業 名	産学官連携技術革新支援事業	
		補 助 対 象 事 業 費	16,019,558 円	
		補 助 金 交 付 額	16,019,558 円	
		補 助 事 業 名	県産品販売支援事業費補助	
		補 助 対 象 事 業 費	231,598,579 円	
		補 助 金 交 付 額	231,598,579 円	
補 助 事 業 名	佐賀県海外拠点運営費補助			
補 助 対 象 事 業 費	24,870,472 円			
補 助 金 交 付 額	24,870,472 円			

		補助事業名	さが農村ビジネス創出事業費補助
		補助対象事業費	24,992,989 円
		補助金交付額	24,992,989 円
	貸付金	貸付事業名	小規模企業者等設備導入支援事業 (旧設備貸与事業)
			平成 29 年度末残高
		貸付事業名	佐賀県小規模企業者等設備導入支援 事業
			貸付事業費
		貸付金交付額	16,350,000 円
		平成 29 年度末残高	97,359,000 円
		貸付事業名	さが中小企業応援基金事業資金貸付
			平成 29 年度末残高
		貸付事業名	さが農商工連携応援基金事業資金貸 付
	平成 29 年度末残高		2,010,000,000 円
	損失補償	損失補償事業名	財団法人佐賀県地域産業支援センタ ーが小規模企業者等に融資する設備 資金貸付に対する損失補償
		平成 29 年度末残高	624,445,000 円
損失補償事業名		さが農商工連携応援ファンド事業資 金損失補償	
平成 29 年度末残高		510,000,000 円	
公の施設 の管理	施設名	佐賀県地域産業支援センター	
	管理委託額	4,550,000 円	
所管課	産業企画課、経営支援課、ものづくり産業課、流通・通商課、農政企画課		
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p><b>【さが農村ビジネス創出事業費補助】</b>  (1) 補助対象の委託契約の変更手続で適正でないものがあつた。  仕様書を変更する場合、変更契約を文書で締結する必要があるが、変更契約を文書で締結することなく、仕様書を変更していた。また、変更契約額の妥当性が検証されていなかった。</p> <p style="text-align: center;">委託名 農村ビジネス推進体制構築・農産物直売所出口調査業務</p> <p>3 貸付事業は、貸付目的に沿い執行されており、貸付金は、県に対する負債として適正に管理されていた。</p> <p>4 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。</p>		

団 体 名	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団			
所 在 地	佐賀市神野東二丁目6番1号			
監査執行年月日	平成30年10月25日			
監査執行者	監査委員 久本 智博			
財政的援助内容	出資金	基本財産	210,000,000 円	
		出 資 額	200,000,000 円	
		出 資 率	95.2 %	
	補助金	補助事業名	明るい長寿社会づくり推進事業費	
		補助対象事業費	30,373,000 円	
		補助金交付額	30,373,000 円	
		補助事業名	佐賀県元気高齢者社会参加活動推進事業費	
補助対象事業費	3,538,000 円			
補助金交付額	3,538,000 円			
所 管 課	文化課、スポーツ課、長寿社会課			
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>			

団 体 名	公益財団法人佐賀県芸術文化協会		
所 在 地	佐賀市城内1-1-59		
監査執行年月日	平成30年10月29日		
監査執行者	監査委員 久本 智博		
財政的援助内容	出資金	基本財産	225,087,223 円
		出 資 額	179,156,000 円
		出 資 率	79.59 %
所 管 課	文化課		
監査の結果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

団 体 名	公益財団法人佐賀県臓器バンク			
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目12番10号			
監査執行年月日	平成30年10月24日			
監査執行者	監査委員 森田 信彦			
財政的援助内容	出資金	基本財産	71,007,218 円	
		出 資 額	42,017,960 円	
		出 資 率	59.17 %	
	補助金	補助事業名	佐賀県臓器移植連絡調整者事業費補助	
		補助対象事業費	4,500,000 円	

	補助金交付額	4,500,000 円
所 管 課	健康増進課	
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>	

団 体 名	公益社団法人佐賀県農業公社			
所 在 地	佐賀市八丁畷町8番1号			
監 査 執 行 年 月 日	平成30年9月27日			
監 査 執 行 者 ( 書 面 )	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史			
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	21,120,000 円	
		出 資 額	10,600,000 円	
		出 資 率	50.2 %	
		( 特定鉱害復旧事業関係 )		
		基 本 財 産	632,850,000 円	
		出 資 額	155,681,000 円	
		出 資 率	24.60 %	
	補 助 金	補 助 事 業 名	農地中間管理機構事業	
		補 助 対 象 事 業 費	53,072,000 円	
		補 助 金 交 付 額	53,072,000 円	
		補 助 事 業 名	農地売買支援事業	
		補 助 対 象 事 業 費	10,604,000 円	
		補 助 金 交 付 額	10,604,000 円	
		補 助 事 業 名	佐賀県若い農業者就農促進事業	
		補 助 対 象 事 業 費	2,915,000 円	
		補 助 金 交 付 額	2,332,000 円	
補 助 事 業 名		就農支援資金貸付等事業		
補 助 対 象 事 業 費	6,803,600 円			
補 助 金 交 付 額	6,803,600 円			
所 管 課	農産課、農山漁村課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>			

団 体 名	公益社団法人佐賀県畜産協会
所 在 地	佐賀市栄町2番1号

監査執行年月日	平成30年8月22日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	出資金	基本財産	159,843,000 円
		出資額	77,500,000 円
		出資率	48.5 %
	補助金	補助事業名	肉用牛肥育経営安定対策事業
		補助対象事業費	257,367,000 円
補助金交付額		33,829,200 円	
所管課	畜産課		
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>		

団体名	公益財団法人さが緑の基金		
所在地	佐賀市城内一丁目1番59号(森林整備課内)		
監査執行年月日	平成30年10月30日		
監査執行者	監査委員 森田 信彦		
財政的援助内容	出資金	基本財産	615,792,601 円
		出資額	250,000,000 円
		出資率	40.6 %
所管課	森林整備課		
監査の結果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 基金資産運用細則に即した事務処理が行われていなかった。 債券の運用に当たり、団体の基金資産運用細則では「元本の償還が確実であること」とされているにもかかわらず、元本保証のない民間債券での運用や債券の満期償還期日前の売却に伴い売却損が発生していた。</p> <p>(2) 収入事務で適切でないものがあった。 現金の収納で、領収書を発行していないものや、遡って領収書を発行しているものがあった。</p> <p>(3) 助成事業の実績報告で検討を要するものがあった。 実績報告への支払の事実を証するものの添付を検討されたい。</p>		



団 体 名	佐賀ターミナルビル株式会社			
所 在 地	佐賀市川副町大字犬井道 9476 番地 187			
監査執行年月日	平成 30 年 7 月 26 日			
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史			
財政的援助内容	出資金	基本財産	1,324,000,000 円	
		出 資 額	604,000,000 円	
		出 資 率	45.6 %	
	補助金	補助事業名	佐賀空港施設機能強化事業	
		補助対象事業費 (うち 30 年度への繰越)	104,424,240 円 75,750,240 円	
		補助金交付額 (うち 30 年度への繰越)	104,424,240 円 75,750,240 円	
	貸付金	貸付事業名	佐賀空港ターミナルビル設備整備資金貸付事業	
平成 29 年度末残高		153,704,000 円		
所 管 課	空港課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 貸付事業は、貸付目的に沿って執行されており、貸付金は、県に対する負債として適正に管理されていた。</p>			

団 体 名	公益財団法人佐賀県健康づくり財団			
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 10 号			
監査執行年月日	平成 30 年 10 月 18 日			
監査執行者	監査委員 森田 信彦			
財政的援助内容	出資金	基本財産	10,000,000 円	
		出 資 額	4,000,000 円	
		出 資 率	40 %	
	補助金	補助事業名	総合保健協会移転改築事業費補助	
		補助対象事業費 (うち 28 年度分)	1,288,800,000 円 ( 470,375,000 円 )	
		補助金交付額 (うち 28 年度分)	1,288,800,000 円 ( 470,375,000 円 )	
所 管 課	健康増進課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>			

団 体 名	公益財団法人佐賀県アイバンク協会		
所 在 地	佐賀市鍋島5丁目1番1号(佐賀大学医学部眼科内)		
監査執行年月日	平成30年10月30日		
監査執行者	監査委員 久本 智博		
財政的援助内容	出資金	基本財産	20,000,000 円
		出 資 額	5,000,000 円
		出 資 率	25.00 %
所 管 課	健康増進課		
監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

2 補助金等交付団体

団 体 名	佐賀県私立中学高等学校協会		
所 在 地	佐賀市兵庫北2丁目14-1		
監査執行年月日	平成30年6月19日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立学校情報発信事業費補助
		補助対象事業費	19,999,999 円
		補助金交付額	15,000,000 円
所 管 課	法務私学課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の契約で適切でないものがあった。 補助対象経費のテレビ放送で、放送時間帯の変更が行われていたが、契約額の妥当性が検証されていなかった。</p>		

団 体 名	学校法人旭学園		
所 在 地	佐賀市本庄町大字本庄1313番地		
監査執行年月日	平成30年8月31日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助
		補助対象事業費	725,048,000 円
		補助金交付額	362,990,000 円
		補助事業名	佐賀県私立高等学校等授業料及び入学金等減免
		補助対象事業費	15,376,400 円
		補助金交付額	4,817,200 円
		補助事業名	佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助
		補助対象事業費	6,083,074 円
		補助金交付額	4,704,000 円
所 管 課	法務私学課、こども未来課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助】</p> <p>(1) 補助対象経費の算定に当たって適正でないものがあった。 補助金額に影響はないものの、補助活動等に要する経費控除額の算定を誤り補助対象経費が過大になっていた。</p> <p>(正) 724,614,192 円 (誤) 725,048,580 円 (差額) 434,388 円</p>		

団 体 名	学校法人松尾学園		
所 在 地	佐賀市金立町大字金立 1544-1		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 8 月 2 日		
監 査 執 行 者 ( 書 面 )	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 事 業 名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助
		補 助 対 象 事 業 費	930,938,000 円
		補 助 金 交 付 額	311,431,000 円
所 管 課	法務私学課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	日本文化教育学院		
所 在 地	鳥栖市今泉町 2495 番地		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 6 月 29 日		
監 査 執 行 者 ( 書 面 )	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 事 業 名	佐賀県外国人留学生奨学金給付事業費補助
		補 助 対 象 事 業 費	3,527,364 円
		補 助 金 交 付 額	3,527,364 円
		補 助 事 業 名	佐賀県日本語教師育成支援事業費補助
		補 助 対 象 事 業 費	14,099,236 円
		補 助 金 交 付 額	4,594,000 円
所 管 課	国際課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	全日本空輸株式会社		
所 在 地	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 8 月 24 日		
監 査 執 行 者 ( 書 面 )	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 事 業 名	佐賀空港ハイジャック等防止検査・監視業務補助事業
		補 助 対 象 事 業 費	74,333,874 円
		補 助 金 交 付 額	37,166,937 円
		補 助 事 業 名	佐賀空港夜間駐機費補助事業
		補 助 対 象 事 業 費	67,562,058 円
		補 助 金 交 付 額	20,268,617 円
所 管 課	空港課		

監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-------	--

団体名	三愛アピエーションサービス株式会社		
所在地	佐賀市川副町大字犬井道 9476 番地 187		
監査執行年月日	平成 30 年 6 月 20 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀空港給油体制強化事業費補助
		補助対象事業費	12,549,550 円
		補助金交付額	12,549,550 円
		補助事業名	佐賀空港施設機能強化(燃料タンク増設)事業費補助
		補助金交付額	50,500,000 円
所管課	空港課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	松浦鉄道株式会社		
所在地	長崎県佐世保市白南風町 1 番 10 号		
監査執行年月日	平成 30 年 9 月 13 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	松浦鉄道施設整備事業費補助
		補助対象事業費	248,290,000 円
		補助金交付額	21,879,000 円
所管課	新幹線・地域交通課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	JR九州バス株式会社		
所在地	福岡県福岡市博多区堅粕二丁目 22 番 2 号		
監査執行年月日	平成 30 年 10 月 5 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県バス運行対策費補助 (生活交通路線維持費補助 (路線維持費補助))

		補助対象事業費	36,204,000 円
		補助金交付額	18,102,000 円
		補助事業名	佐賀県バス運行対策費補助 (生活交通路線維持費補助 (車両減価償却費等補助))
		補助対象事業費	5,220,000 円
		補助金交付額	2,610,000 円
所 管 課	新幹線・地域交通課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	西鉄バス佐賀株式会社		
所 在 地	佐賀市駅前中央三丁目3番10号		
監査執行年月日	平成30年10月2日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県バス運行対策費補助 (生活交通路線維持費補助 (路線維持費補助))
		補助対象事業費	23,215,000 円
		補助金交付額	11,607,000 円
		所 管 課	新幹線・地域交通課
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	一般財団法人佐賀県陸上競技協会		
所 在 地	佐賀市中折町10-18		
監査執行年月日	平成30年7月10日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	さがん駅伝サポート事業
		補助対象事業費	6,000,000 円
		補助金交付額	6,000,000 円
所 管 課	スポーツ課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業の執行で適正でないものがあった。 補助事業の経費の配分の変更に際し、変更承認申請書を提出していなかった。</p>		

団 体 名	一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会																																						
所 在 地	佐賀市天祐1丁目8-5																																						
監査執行年月日	平成30年8月28日																																						
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史																																						
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者スポーツ協会運営費補助																																				
		補助対象事業費	6,441,000 円																																				
		補助金交付額	6,441,000 円																																				
		補助事業名	障害者アスリート育成支援事業費補助																																				
		補助対象事業費	4,415,000 円																																				
	補助金交付額	4,415,000 円																																					
	公の施設の管理	施設名	勤労身体障害者教養文化体育館																																				
	管理委託額	8,749,000 円																																					
所 管 課	スポーツ課																																						
監 査 の 結 果	<p>1 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p><b>【佐賀県障害者スポーツ協会運営費補助】</b></p> <p>(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあつた。 補助対象経費の算定で補助対象外経費を含め、また、控除すべき寄付金等を含めて補助金を申請し、過大に補助金を受領していた。 過大補助金受領額 192,986 円</p> <p>佐賀県障害者スポーツ協会運営費補助算定表 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付申請額</th> <th>実績報告額</th> <th>再調査額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費(A)</td> <td>6,441,000</td> <td>6,441,000</td> <td>6,383,909</td> </tr> <tr> <td>補助対象外経費(B)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>57,091</td> </tr> <tr> <td>事業費(C)=(A)+(B)</td> <td>6,441,000</td> <td>6,441,000</td> <td>6,441,000</td> </tr> <tr> <td>寄付金その他の収入額(D)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>135,895</td> </tr> <tr> <td>差引額(E)=(A)-(D)</td> <td>6,441,000</td> <td>6,441,000</td> <td>6,248,014</td> </tr> <tr> <td>基準額(F)</td> <td>6,441,000</td> <td>6,441,000</td> <td>6,441,000</td> </tr> <tr> <td>県費補助額(E)と(F)のいずれか少ない額</td> <td>6,441,000</td> <td>(a) 6,441,000</td> <td>(b) 6,248,014</td> </tr> <tr> <td>補助金過大受領額(G)=(a)-(b)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>192,986</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。</p>				交付申請額	実績報告額	再調査額	補助対象経費(A)	6,441,000	6,441,000	6,383,909	補助対象外経費(B)	0	0	57,091	事業費(C)=(A)+(B)	6,441,000	6,441,000	6,441,000	寄付金その他の収入額(D)	0	0	135,895	差引額(E)=(A)-(D)	6,441,000	6,441,000	6,248,014	基準額(F)	6,441,000	6,441,000	6,441,000	県費補助額(E)と(F)のいずれか少ない額	6,441,000	(a) 6,441,000	(b) 6,248,014	補助金過大受領額(G)=(a)-(b)	-	-	192,986
	交付申請額	実績報告額	再調査額																																				
補助対象経費(A)	6,441,000	6,441,000	6,383,909																																				
補助対象外経費(B)	0	0	57,091																																				
事業費(C)=(A)+(B)	6,441,000	6,441,000	6,441,000																																				
寄付金その他の収入額(D)	0	0	135,895																																				
差引額(E)=(A)-(D)	6,441,000	6,441,000	6,248,014																																				
基準額(F)	6,441,000	6,441,000	6,441,000																																				
県費補助額(E)と(F)のいずれか少ない額	6,441,000	(a) 6,441,000	(b) 6,248,014																																				
補助金過大受領額(G)=(a)-(b)	-	-	192,986																																				

団 体 名	基山フューチャーセンターラボ		
所 在 地	三養基郡基山町宮浦 182-1		
監査執行年月日	平成30年6月12日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀CSOさいこう事業(モデル型) 事業費補助
		補助対象事業費	1,496,003 円
		補助金交付額	1,346,000 円
所 管 課	県民協働課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	特定非営利活動法人きゃんどうるハート		
所 在 地	三養基郡みやき町大字白壁 2470-2		
監査執行年月日	平成30年10月18日		
監 査 執 行 者	監査委員 久本 智博		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀CSOさいこう事業(モデル型) 事業費補助
		補助対象事業費	1,498,920 円
		補助金交付額	1,303,000 円
所 管 課	県民協働課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	特定非営利活動法人子どもと文化のネットワークぽっぽ・わーど		
所 在 地	鳥栖市元町 1228 番地 2		
監査執行年月日	平成30年6月26日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀CSOさいこう事業(モデル型) 事業費補助
		補助対象事業費	940,662 円
		補助金交付額	786,000 円
所 管 課	県民協働課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		



団 体 名	部落解放同盟佐賀県連合会		
所 在 地	唐津市栄町 2588 番地 11		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 10 月 2 日		
監 査 執 行 者 ( 書 面 )	監 査 委 員 久 本 智 博 森 田 信 彦 三 竿 博 史		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 事 業 名	部落解放同盟佐賀県連合会補助
		補 助 対 象 事 業 費	39,932,706 円
		補 助 金 交 付 額	37,276,000 円
所 管 課	人権・同和対策課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	全日本同和会佐賀県連合会		
所 在 地	佐賀市成章町 7-29		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 10 月 9 日		
監 査 執 行 者 ( 書 面 )	監 査 委 員 久 本 智 博 森 田 信 彦 三 竿 博 史		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 事 業 名	全日本同和会佐賀県連合会補助
		補 助 対 象 事 業 費	32,517,337 円
		補 助 金 交 付 額	29,562,000 円
所 管 課	人権・同和対策課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	有限会社ウッドライフ		
所 在 地	小城市小城町岩蔵 1970 番地 6		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 6 月 14 日		
監 査 執 行 者 ( 書 面 )	監 査 委 員 久 本 智 博 森 田 信 彦 三 竿 博 史		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 事 業 名	平成 28 年度佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助
		補 助 対 象 事 業 費	20,000,000 円
		補 助 金 交 付 額	10,000,000 円
所 管 課	循環型社会推進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人福生会		
所 在 地	佐賀市嘉瀬町大字中原 1952 番地 1		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 6 月 1 日		
監 査 執 行 者 ( 書 面 )	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 事 業 名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補 助 対 象 事 業 費	51,354,000 円
		補 助 金 交 付 額	34,325,000 円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>( 1 ) 実績報告書で適正でないものがあつた。 補助金額に影響はないものの、実績報告書で補助対象外経費が含まれていた。</p>		

団 体 名	社会福祉法人誠和福祉会		
所 在 地	武雄市東川登町大字永野 4058 番地 5		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 11 月 6 日		
監 査 執 行 者	監査委員 久本 智博		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 事 業 名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補 助 対 象 事 業 費	31,360,000 円
		補 助 金 交 付 額	24,729,000 円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ		
所 在 地	三養基郡みやき町大字白壁 2473-3		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 6 月 5 日		
監 査 執 行 者 ( 書 面 )	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 事 業 名	平成 27 年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助
		補 助 対 象 事 業 費 (うち 27 年度からの繰越)	30,883,000 円 ( 30,883,000 円 )
		補 助 金 交 付 額 (うち 27 年度からの繰越)	21,600,000 円 ( 21,600,000 円 )
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改		

	<p>善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象工事の契約手続きで適正でないものがあつた。 補助金額に影響はないものの、適正でない事務処理が行われていた。 工事費の積算が過大となつていた。 電気設備工事 1,720,000 円 (内訳表より総括表の数字が過大)</p> <p>予定価格を超えて契約していた。 予定価格 37,000,000 円 (消費税等抜き) 落札価格 37,407,000 円 (消費税等抜き)</p> <p>消費税等の加算が過大となつていた。 契約額は(落札価格 37,407,000 円×1.08)40,399,560 円とすべきところ 40,400,000 円となつていた。 過大額 440 円</p>
--	--

団 体 名	社会福祉法人ゆずり葉		
所 在 地	武雄市武雄町大字富岡字門町 12422 番地 1		
監査執行年月日	平成 30 年 10 月 24 日		
監査執行者	監査委員 久本 智博 石井 秀夫		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成 28 年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助
		補助対象事業費	131,353,149 円
		補助金交付額	62,697,000 円
所 管 課	障害福祉課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の算定を誤っているものがあつた。 補助金額に影響はないものの、補助対象経費に補助対象外経費の各種申請手続費、備品等が含まれていた。 (正) 130,290,284 円 (誤) 131,353,149 円 (差額) 1,062,865 円</p> <p>(2) 知事の承認を受けずに抵当権を設定しているものがあつた。 補助金交付申請時に知事の承認を受けずに、抵当権を設定していた。</p> <p>(3) 補助金申請の内容に不適切なものがあつた。 補助金申請の際、補助金収入以外の資金の大部分は借入金であることが確実であつたが、これを全て自己資金とする歳入歳出予算(見込)書抄本が提出されていた。</p>		

団 体 名	一般社団法人佐賀県精神科病院協会		
所 在 地	佐賀市鍋島3丁目3番20号鍋島シェストビル3F		
監査執行年月日	平成30年8月27日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県精神科救急医療システム整備事業
		補助対象事業費	6,016,707 円
		補助金交付額	3,000,000 円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助金事務に関し適正でないものがあった。 補助金の交付条件では、100万円を超える契約事務がある場合は、契約事務の事前届を求めているが、提出していなかった。 また、100万円を超える随意契約の場合、知事の事前承認を求めているが、承認を受けていなかった。</p>		

団 体 名	一般社団法人唐津東松浦医師会		
所 在 地	唐津市千代田町2566番地11(唐津地域総合保健医療センター内)		
監査執行年月日	平成30年10月10日		
監 査 執 行 者	監査委員 久本 智博		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県看護師等養成所運営費補助
		補助対象事業費	107,999,231 円
		補助金交付額	24,342,000 円
		補助事業名	佐賀県慢性期病床等機能分化促進支援事業
		補助対象事業費	1,287,696 円
		補助金交付額	1,287,000 円
所 管 課	医務課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	学校法人佐賀カトリック学園		
所 在 地	伊万里市二里町八谷溺117番地		
監査執行年月日	平成30年11月5日		
監 査 執 行 者	監査委員 森田 信彦		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助

		補助対象事業費	93,466,000 円
		補助金交付額	45,423,000 円
		補助事業名	佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助
		補助対象事業費	8,447,749 円
		補助金交付額	6,664,000 円
		補助事業名	佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助
		補助対象事業費	5,126,422 円
		補助金交付額	5,074,000 円
所管課	こども未来課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	学校法人光薫学園		
所在地	鳥栖市儀徳町 2609 番地		
監査執行年月日	平成 30 年 8 月 17 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立幼稚園運営費補助
		補助対象事業費	75,539,000 円
		補助金交付額	36,561,000 円
		補助事業名	佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助
		補助対象事業費	14,250,394 円
		補助金交付額	12,544,000 円
所管課	こども未来課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	社会福祉法人佐賀整肢学園		
所在地	佐賀市金立町大字金立 2215 番地 27		
監査執行年月日	平成 30 年 10 月 31 日		
監査執行者	監査委員 森田 信彦		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	児童福祉施設整備費補助(児童心理治療施設)
		補助対象事業費 (うち 28 年度分)	439,776,000 円 (2,624,000 円)
		補助金交付額 (うち 28 年度分)	297,940,000 円 (2,624,000 円)
		補助事業名	児童福祉施設整備費補助(児童心理治療施設)居室面積増に係る分

		補助対象事業費	61,009,646 円
		補助金交付額	36,330,000 円
		補助事業名	児童心理治療施設備品整備事業費補助（備品整備事業費補助）
		補助対象事業費	23,128,200 円
		負担金交付額	22,083,000 円
所 管 課	こども家庭課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【児童福祉施設整備費補助（児童心理治療施設）関係】</p> <p>（１）補助対象経費に補助対象外経費が含まれていた。</p> <p>補助金額に影響はないものの、平成 29 年度補助対象経費に平成 28 年度に執行された建築設計業務委託費（基本設計業務）1,620,000 円を含めていた。</p> <p>当該経費は平成 28 年度の補助金申請、実績報告では補助対象経費に含まれていなかった。</p> <p>また、当該経費に係る契約は補助金内示前に着手され、成果品も内示前に納品されたものであり、平成 28 年度の補助対象経費にも該当しないものであった。</p> <p>補助金内示日 平成 28 年 12 月 15 日  建築設計業務委託費（基本設計業務） 1,620,000 円  契約期間 平成 28 年 12 月 7 日～平成 29 年 1 月 18 日  成果品の納入 平成 28 年 12 月 12 日以前</p>		

団 体 名	佐賀県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会		
所 在 地	佐賀市白山一丁目 4 番 28 号 佐賀白山ビル		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 7 月 27 日		
監 査 執 行 者（書 面）	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 事 業 名	佐賀県地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助
		補 助 対 象 事 業 費	63,442,000 円
		補 助 金 交 付 額	63,442,000 円
所 管 課	産業企画課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	女性グローブスハッカー推進共同事業体		
所 在 地	佐賀市兵庫町藤木 1427 番地 7		
監査執行年月日	平成 30 年 11 月 2 日		
監 査 執 行 者	監査委員 久本 智博		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助
		補助対象事業費	10,914,138 円
		補助金交付額	9,815,000 円
所 管 課	産業企画課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社 manaview		
所 在 地	多久市北多久町大字小侍 1088-2		
監査執行年月日	平成 30 年 6 月 1 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助
		補助対象事業費	9,501,000 円
		補助金交付額	9,501,000 円
所 管 課	産業企画課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	浜新硝子株式会社		
所 在 地	神崎市千代田町迎 1290 番地 1		
監査執行年月日	平成 30 年 11 月 1 日		
監 査 執 行 者	監査委員 久本 智博		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県ものづくり企業活性化支援事業費補助
		補助対象事業費	26,400,000 円
		補助金交付額	10,000,000 円
所 管 課	ものづくり産業課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	西九州風力発電株式会社		
所 在 地	唐津市二夕子三丁目1番1号(笠原建設株式会社内)		
監査執行年月日	平成30年7月23日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県海洋再生可能エネルギー研究開発等事業費補助
		補助対象事業費	15,142,963 円
		補助金交付額	10,000,000 円
所 管 課	新エネルギー産業課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	株式会社サニックス		
所 在 地	福岡県福岡市博多区博多駅東2-1-23		
監査執行年月日	平成30年10月5日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成28年度佐賀県工場等立地促進補助
		補助対象事業費	525,090,291 円
		補助金交付額	25,503,000 円
所 管 課	企業立地課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県職業能力開発協会		
所 在 地	佐賀市成章町1-15		
監査執行年月日	平成30年6月8日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	職業能力開発協会補助
		補助対象事業費	64,365,382 円
		補助金交付額	33,801,864 円
所 管 課	産業人材課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		



団 体 名	小城商工会議所		
所 在 地	小城市小城町 253 番地 21		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 7 月 12 日		
監 査 執 行 者 ( 書 面 )	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	小規模事業経営支援事業費補助
		補助対象事業費	48,263,400 円
		補助金交付額	31,567,278 円
所 管 課	経営支援課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	鹿島商工会議所		
所 在 地	鹿島市大字高津原 4296 番地 41		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 11 月 1 日		
監 査 執 行 者	監査委員 森田 信彦 石井 秀夫		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	小規模事業経営支援事業費補助
		補助対象事業費	40,613,216 円
		補助金交付額	26,991,423 円
所 管 課	経営支援課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>( 1 ) 実績報告書で、適正でないものがあった。 補助金額に影響はないものの、期末手当等の役職加算金が、規程通りに支給されていないものがあった。</p>		

団 体 名	肥前陶磁器商工協同組合		
所 在 地	西松浦郡有田町本町丙 954-9		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 7 月 26 日		
監 査 執 行 者 ( 書 面 )	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県産地再生プロモーション事業 ( テーブルウェア・フェスティバル & 国際ホテル・レストランショー出 展事業 )
		補助対象事業費	16,452,299 円
		補助金交付額	8,208,000 円
所 管 課	経営支援課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県農業協同組合		
所 在 地	佐賀市栄町3番32号		
監査執行年月日	平成30年9月19日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	肥育素牛生産拡大支援事業
		補助対象事業費	228,325,540 円
		補助金交付額	80,719,746 円
	利子補給	利子補給事業名	農業近代化資金利子補給
		利子補給事業費	15,576,950 円
		利子補給交付額	15,576,950 円
貸付金	貸付事業名	就農施設等資金貸付	
	平成29年度末残高	72,189,292 円	
所 管 課	生産者支援課、畜産課		
監査の結果	<p>1 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 利子補給事業は計画どおり完了し、交付された利子補給金は、利子補給目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 貸付事業は、貸付目的に沿って執行されており、貸付金は、県に対する負債として適正に管理されていた。</p>		

団 体 名	さが酪農クラスター協議会		
所 在 地	多久市北多久町大字小侍 1951-1		
監査執行年月日	平成30年6月27日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県乳用後継牛緊急確保対策事業
		補助対象事業費	56,814,071 円
		補助金交付額	7,925,100 円
所 管 課	畜産課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	からつ酪農クラスター協議会		
所 在 地	唐津市鎮西町岩野 269-1		
監査執行年月日	平成30年11月7日		
監査執行者	監査委員 久本 智博		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県乳用後継牛緊急確保対策事業

		補助対象事業費	23,915,917 円
		補助金交付額	2,763,700 円
所 管 課	畜産課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	芦刈町土地改良区		
所 在 地	小城市三日月町長神田 2312 番地 2 (小城市役所内)		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 7 月 9 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業
		補助対象事業費	8,430,000 円
		補助金交付額	5,479,500 円
		補 助 事 業 名	佐賀県基盤整備促進事業
		補助対象事業費	28,951,500 円
		補助金交付額	20,888,469 円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	三養基西部土地改良区		
所 在 地	三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1 (上峰町役場内)		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 7 月 3 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業
		補助対象事業費	16,000,000 円
		補助金交付額	10,400,000 円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀東部森林組合		
所 在 地	神埼市脊振町広滝 547 番地 8		
監 査 執 行 年 月 日	平成 30 年 7 月 13 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		

財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県造林事業
		補助対象事業費	21,649,100 円
		補助金交付額	9,263,310 円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県環境生態系保全対策地域協議会		
所 在 地	佐賀市城内1丁目1番59号		
監査執行年月日	平成30年8月6日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	環境・生態系保全活動支援事業
		補助対象事業費	107,534,160 円
		補助金交付額	16,128,222 円
所 管 課	水産課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業に係る実施方法で改善すべきものがあった。  県の補助金交付決定書において補助事業者が間接補助金を交付する際に付すこととされている条件が付されていなかった。</p>		

団 体 名	佐賀県漁業就業者支援協議会		
所 在 地	唐津市唐房6丁目4948-23		
監査執行年月日	平成30年7月30日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	新規漁業就業者支援事業
		補助対象事業費	3,116,631 円
		補助金交付額	3,116,631 円
所 管 課	水産課(佐賀県玄海水産振興センター)		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	春秋航空日本株式会社		
所 在 地	千葉県成田市公津の杜 4-11-2 公津の杜駅ビル 3 階		
監査執行年月日	平成 30 年 8 月 23 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	マイエアポート運動推進事業(広報活動負担金)
		負担対象事業費	40,000,000 円
		負担金交付額	40,000,000 円
所 管 課	空港課		
監 査 の 結 果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県プロサッカー振興協議会		
所 在 地	鳥栖市京町 8 1 2 ベストアメニティストジアム内		
監査執行年月日	平成 30 年 9 月 18 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	プロサッカー連携推進事業
		負担事業費	22,105,441 円
		負担金交付額	20,000,000 円
所 管 課	スポーツ課		
監 査 の 結 果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	さが桜マラソン大会代表団体株式会社佐賀新聞社		
所 在 地	佐賀市天神三丁目 2 番 23 号		
監査執行年月日	平成 30 年 9 月 11 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	さが桜マラソン開催事業
		負担事業費	169,378,541 円
		負担金交付額	39,000,000 円
所 管 課	スポーツ課		
監 査 の 結 果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議		
所 在 地	佐賀市城内一丁目 1 番 59 号(佐賀県産業人材課内)		

監査執行年月日	平成30年10月15日		
監査執行者	監査委員 森田 信彦		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	産業人材確保プロジェクト事業
		負担事業費	104,489,305 円
		負担金交付額	104,231,000 円
所 管 課	産業人材課		
監 査 の 結 果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

### 3 公の施設の指定管理団体

団 体 名	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会		
所 在 地	佐賀市白山二丁目 1-12		
監査執行年月日	平成 30 年 10 月 10 日		
監 査 執 行 者	監査委員 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設 の 管 理	施 設 名	佐賀県聴覚障害者サポートセンター
		管 理 委 託 額	59,257,000 円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	認定特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク		
所 在 地	佐賀市神野東二丁目 6 番 10 号		
監査執行年月日	平成 30 年 9 月 28 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史		
財政的援助内容	公の施設 の 管 理	施 設 名	佐賀県難病相談支援センター
		管 理 委 託 額	17,230,000 円
所 管 課	健康増進課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	吉野ヶ里パークマネジメントさが		
所 在 地	神埼郡吉野ヶ里町田手 1843		
監査執行年月日	平成 30 年 11 月 16 日		
監 査 執 行 者	監査委員 久本 智博		
財政的援助内容	公の施設 の 管 理	施 設 名	佐賀県立吉野ヶ里歴史公園
		管 理 委 託 額	264,600,000 円
所 管 課	都市計画課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		





## 所管課・関係課ごとの監査結果



1 補助金等交付団体関係

所 管 課	文化課、スポーツ課、長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助
		補助団体数	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団
		補助対象事業費	30,373,000 円
		補助金交付額	30,373,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金の予算措置等で適正でないものがあった。          複数の課が一つの団体に補助金を交付しているが、補助対象経費の増減に伴い、関係課の間で予算を流用するなどの措置が必要であったにもかかわらず、その手続きを行っていなかった。</p>		

所 管 課	法務私学課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立学校情報発信事業費補助
		補助団体数	佐賀県私立中学高等学校協会
		補助対象事業費	19,999,999 円
		補助金交付額	15,000,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 実績報告の審査で不十分なものがあった。          補助対象経費のテレビ放送で、放送時間帯の変更が行われていたが、補助対象経費の妥当性が検証されていなかった。</p>		

所 管 課	スポーツ課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	さがん駅伝サポート事業
		補助団体数	一般財団法人佐賀県陸上競技協会
		補助対象事業費	6,000,000 円
		補助金交付額	6,000,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 団体への指導で不十分なものがあった。          補助事業の経費の配分の変更の際し、変更承認申請書が提出されていなかった。団体に対する指導を徹底されたい。</p>		

所 管 課	スポーツ課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県障害者スポーツ協会運営費補助
		補助団体数	一般社団法人佐賀県障がい者スポーツ協会
		補助対象事業費	6,441,000 円
		補助金交付額	6,441,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 団体の指導及び実績報告書の確認で不十分なものがあつた。  団体の実績報告の誤りにより、返還事例が発生している。  団体への指導を徹底するとともに、実績報告の審査にあたり、実地の検査を行うなどして、実績報告の根拠となる決算書等の資料の確認を徹底されたい。</p>		

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成 27 年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助
		補助団体数	特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれほか 7 団体
		補助対象事業費	295,658,591 円
		補助金交付額	154,270,000 円
監査実施団体数	2 団体		
監査の結果	<p>【特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ関係】  (1) 実績報告書の審査で不十分なものがあつた。  補助金額に影響はないものの、補助対象経費の一部を誤って記載した実績報告を受理し、額の確定を行っていた。</p> <p>電気設備工事 1,720,000 円 過大(総括表の数字が過大)  諸経費 2,341,760 円 過少(計上せず)  消費税等 2,814,815 円 過少(計上せず)  計 3,436,575 円 過少</p>		

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成 28 年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助

		補助団体数	社会福祉法人ゆずり葉ほか 1 団体
		補助対象事業費	205,624,796 円
		補助金交付額	102,473,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>【社会福祉法人ゆずり葉関係】</p> <p>(1) 実績報告書等の審査で適切でないものがあった。 補助金額に影響はないものの、補助対象経費に補助対象外経費の各種申請手続費、備品等が含まれていた。</p> <p>(正) 130,290,284 円 (誤) 131,353,149 円 (差額) 1,062,865 円</p> <p>審査が十分でないため、補助金交付申請時に借入金及び抵当権設定の予定の有無を確認しないまま交付決定を行っていた。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で適切でないものがあった。 補助金要綱において、別表 2-1 として 1 事業 (1 施設) 当たりの補助基準単価を定めるべきところ、これを定めていなかった。</p>		

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県精神科救急医療システム整備事業
		補助団体数	一般社団法人佐賀県精神科病院協会
		補助対象事業費	6,016,707 円
		補助金交付額	3,000,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金事務に関し適正でないものがあった。 補助金の交付条件では、100 万円を超える契約事務がある場合は、契約事務の事前届を求めており、補助金申請書添付書類で 100 万円を超える契約事務があることが把握できていたにもかかわらず、契約事務の事前届を提出させていなかった。 補助金の交付条件について、交付決定時等に説明を行うなどして指導を徹底されたい。</p>		

所 管 課	こども家庭課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	児童福祉施設整備費補助 ( 児童心理治療施設 )

		補助団体数	社会福祉法人佐賀整肢学園
		補助対象事業費	439,776,000 円
		補助金交付額	297,940,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 交付申請書、実績報告書の審査で適切でないものがあった。 補助対象経費の執行時期や前年度の補助事業の実績確認が不十分であったため下記の事態が発生していた。 補助金額に影響はないものの、平成 29 年度補助対象経費に平成 28 年度に執行された建築設計業務委託費(基本設計業務)1,620,000 円を含めていた。 当該経費は平成 28 年度の補助金申請、実績報告では補助対象経費に含まれていなかった。 また、当該経費に係る契約は補助金内示前に着手され、成果品も内示前に納品されたものであり、平成 28 年度の補助対象経費にも該当しないものであった。</p> <p>補助金内示日 平成 28 年 12 月 15 日 建築設計業務委託費(基本設計業務) 1,620,000 円 契約期間 平成 28 年 12 月 7 日～平成 29 年 1 月 18 日 成果品の納入 平成 28 年 12 月 12 日以前</p>		

所 管 課	産業企画課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県やわらか Biz 提案公募実証事業費補助
		補助団体数	女性グロースハッカー推進共同事業体ほか 2 団体
		補助対象事業費	26,099,138 円
		補助金交付額	25,000,000 円
監査実施団体数	2 団体		
監査の結果	<p>【女性グロースハッカー推進共同事業体関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱の補助対象経費として認められない経費があった。 補助事業者は雇用関係にない者に対しスキルアップのための研修を実施し、研修受講者に対する手当を支給しているが、この手当が補助金交付要綱の補助対象経費である「臨時に雇い入れた者に係る経費」として整理されていた。 補助金額に影響はないものの、補助対象外経費を含めた補助金交付申請及び実績報告がなされ、申請内容どおり交付決定及び額の確定が行われていた。</p>		

所 管 課	水産課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	環境・生態系保全活動支援事業
		補助団体数	佐賀県環境生態系保全対策地域協議会
		補助対象事業費	107,534,160 円
		補助金交付額	16,128,222 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業者の指導で不十分なものがあつた。  補助事業者が間接補助金を交付する際に付すべき条件を付していないにもかかわらずその是正について、指導がなされていなかった。</p>		

2 指定管理団体関係

所 管 課	障害福祉課																						
団 体 名	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会																						
財政的援助内容	公の施設の管理	施 設 名	佐賀県聴覚障害者サポートセンター																				
監 査 の 結 果	<p>(1) 管理委託料を過大に交付しているものがあった。</p> <p>この指定管理事業は消費税法上非課税となっている。したがって管理委託料の消費税の算定にあたり、人件費などの消費税が課税されないものと物品の購入など消費税が課税されるものに区分して積算すべきところ、これを行わず 4,130,000 円（平成 26 年度～平成 28 年度管理委託料）を過大に交付し、損害が発生している。</p> <p>表 管理委託料の正誤（千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>交付額 （誤）</th> <th>交付額 （正）</th> <th>過大交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>54,196</td> <td>52,825</td> <td>1,371</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>53,607</td> <td>52,231</td> <td>1,376</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>53,850</td> <td>52,467</td> <td>1,383</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>161,653</td> <td>157,523</td> <td>4,130</td> </tr> </tbody> </table>			年度	交付額 （誤）	交付額 （正）	過大交付額	26	54,196	52,825	1,371	27	53,607	52,231	1,376	28	53,850	52,467	1,383	計	161,653	157,523	4,130
年度	交付額 （誤）	交付額 （正）	過大交付額																				
26	54,196	52,825	1,371																				
27	53,607	52,231	1,376																				
28	53,850	52,467	1,383																				
計	161,653	157,523	4,130																				

所 管 課	都市計画課		
団 体 名	吉野ヶ里パークマネジメントさが		
財政的援助内容	公の施設の管理	施 設 名	佐賀県立吉野ヶ里歴史公園
監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理区域の設定や業務の変更、委託料の支払いに不適正なものがあった。</p> <p>県立吉野ヶ里公園の指定管理委託契約において、指定管理区域 60 haのうち、未だ開園されておらず指定管理業務が行われていない未開園部分約 3 haについては、指定管理者に管理させる必要がない区域であるにもかかわらず、当該区域も含めて管理委託料を積算し、この金額をもって契約を締結した結果、平成 29 年度は 5,729,000 円が過大な契約となっている。</p> <p>この過大な管理委託料は、管理運営協定を変更することなく、同協定にない新たに発生した指定管理業務の経費に使用されていた。</p> <p>なお、当該区域である県有地は東部土木事務所が別途、予算を措置し管理を行っている。</p> <p>今後は指定管理の実態に即した区域の設定や業務の変更、委託料の支</p>		



	<p>払いを行うとともに、必要な手続きを確実に履行するようにされたい。</p> <p>(2) 指定管理の仕様書、財産管理で適正でないものがあった。</p> <p>指定管理料の限度額の算定に合わせ、芝刈り、草刈り回数、面積等を業務仕様書に表示する必要があるが、表示していなかった。</p> <p>指定管理物件の財産管理で適正でないものがあった。 北口関係の土地、建物、工作物で都市公園台帳が整備されていなかった。</p> <p>土 地 15.8ha 建 物 北口サービスセンター、トイレ棟 2,007.4 m<sup>2</sup> 工作物 四阿等</p>
--	---

監査実施期間開始から報告書提出までの監査委員の交代について

池田 巧 平成30年7月12日退任  
久本 智博 平成30年7月13日就任  
三竿 博史 平成31年3月9日退任  
角 貞樹 平成31年3月10日就任  
石井 秀夫 平成31年4月29日退任  
藤木 卓一郎 令和元年5月16日就任



平成 30 年 10 月 12 日付監査結果報告事案



監 査 第 662 号  
平成 30 年 10 月 12 日

佐賀県議会議長 石倉 秀郷 様  
佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県監査委員 久本 智博  
" 森田 信彦  
" 三竿 博史  
" 石井 秀夫

### 財政的援助団体等監査の結果について

平成 30 年度財政的援助団体等監査を実施する中で、重大な不適正事案が判明したので、地方自治法第 199 条第 9 項に基づき当該事案に係る監査結果を下記のとおり報告します。

### 記

#### 第 1 事案の概要

団体名：特定非営利活動法人愛ホーム  
所管課：障害福祉課

#### 1 重要な指摘事項

##### (団体に対するもの)

事実と異なる実績報告書を提出し、過大に補助金を受領していた。

補助金名	平成 27 年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助	平成 28 年度佐賀県障害福祉グループホーム開設事業費補助
過大補助金 受領額	1,875,000 円	65,000 円
内容	実際の補助対象経費が 7,500,000 円であるにもかかわらず、10,108,800 円を支払ったとして実績報告を行い、過大に補助金を受領した。	実際の補助対象経費が 1,870,000 円であるにもかかわらず、2,045,952 円を支払ったとして実績報告を行い、過大に補助金を受領した。

### ( 所管課に対するもの )

実績報告書の審査において領収書等の証拠書類の確認がなされていないなど、審査が不十分であったことにより、事実と異なる実績報告に気づくことなく、過大に補助金を交付していた。

( 1 ) 平成 27 年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助

過大補助金交付額 1,875,000 円

( 2 ) 平成 28 年度佐賀県障害福祉グループホーム開設事業費補助

過大補助金交付額 65,000 円

## 2 その他指摘事項

### ( 団体に対するもの )

( 1 ) 実績報告書では定員 5 人分の居室を整備したとしていたが、実際は 4 人分の居室しか整備していなかった。

( 2 ) 補助金交付要綱に定める「補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿」の整備・保存がなされていないかった。

### ( 所管課に対するもの )

実績報告書では定員 5 人分の居室を整備したとしていたが、実際は 4 人分の居室しか整備しておらず、その状況を把握していなかった。

### 【参考】

重要な指摘事項 ... 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠く等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 ... 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

## 第 2 意見事項

平成 27 年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助等において、事実と異なる実績報告が行われ、補助金返還が必要な事案が発生している。

本事案では、所管課による実績報告書の審査において領収書等の証拠書類の確認が行われていなかったことや、補助対象経費が減少しているにもかかわらず知

事への変更承認申請が行われていないなど、補助事業者に対する指導が不十分であったと認められる。

今後は補助事業の進捗状況や実績報告書の確認などの重要性を再認識し、再発防止の徹底を図りたい。

なお、今回指摘を行った団体は、特定非営利活動促進法に基づき設立された団体であるが、同法で義務付けられている会計簿が作成されていなかったことも確認された。同法の所管課に対し監査の内容等の情報を提供しているので申し添える。

【団体に対する指摘事項】

団 体 名	特定非営利活動法人愛ホーム																										
所 在 地	佐賀市大和町大字尼寺 1309 番地 1																										
監査執行年月日	平成 30 年 6 月 28 日																										
監 査 執 行 者	監査委員 久本 智博 森田 信彦 三竿 博史																										
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成 27 年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助																								
		補助対象事業費 (うち 28 年度への繰越)	10,108,800 円 (10,108,800 円)																								
		補助金交付額 (うち 28 年度への繰越)	7,500,000 円 (7,500,000 円)																								
		補助事業名	平成 28 年度佐賀県障害福祉グループホーム開設事業費補助																								
		補助対象事業費	2,045,952 円																								
		補助金交付額	1,000,000 円																								
所 管 課	障害福祉課																										
監 査 の 結 果	<p>1 事実と異なる実績報告書を提出し、過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>【平成 27 年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助】</p> <p>(1) 実際の補助対象経費が 7,500,000 円であるにもかかわらず 10,108,800 円として実績報告を行い、過大に補助金を受領していた。</p> <p style="text-align: center;">過大補助金受領額 1,875,000 円</p> <p style="text-align: center;">過大補助金受領額算定表 (単位: 円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付申請額</th> <th>実績報告額</th> <th>再調査額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費(A)</td> <td style="text-align: right;">10,108,800</td> <td style="text-align: right;">10,108,800</td> <td style="text-align: right;">7,500,000</td> </tr> <tr> <td>補助金算出額 (B)=(A) × 3/4</td> <td style="text-align: right;">7,581,600</td> <td style="text-align: right;">7,581,600</td> <td style="text-align: right;">5,625,000</td> </tr> <tr> <td>補助限度額 (C)</td> <td style="text-align: right;">7,500,000</td> <td style="text-align: right;">7,500,000</td> <td style="text-align: right;">7,500,000</td> </tr> <tr> <td>補助金交付額 (D) (B)と(C)のいずれか小さい額</td> <td style="text-align: right;">7,500,000</td> <td style="text-align: center;">(a) 7,500,000</td> <td style="text-align: center;">(b) 5,625,000</td> </tr> <tr> <td>過大補助金受領額 (E)=(a)-(b)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">1,875,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 実績報告書では定員 5 人分の居室を整備したとしていたが、実際は 4 人分の居室しか整備していなかった。</p> <p>【平成 28 年度佐賀県障害福祉グループホーム開設事業費補助】</p> <p>(3) 実際の補助対象経費が 1,870,000 円であるにもかかわらず 2,045,952</p>				交付申請額	実績報告額	再調査額	補助対象経費(A)	10,108,800	10,108,800	7,500,000	補助金算出額 (B)=(A) × 3/4	7,581,600	7,581,600	5,625,000	補助限度額 (C)	7,500,000	7,500,000	7,500,000	補助金交付額 (D) (B)と(C)のいずれか小さい額	7,500,000	(a) 7,500,000	(b) 5,625,000	過大補助金受領額 (E)=(a)-(b)	-	-	1,875,000
	交付申請額	実績報告額	再調査額																								
補助対象経費(A)	10,108,800	10,108,800	7,500,000																								
補助金算出額 (B)=(A) × 3/4	7,581,600	7,581,600	5,625,000																								
補助限度額 (C)	7,500,000	7,500,000	7,500,000																								
補助金交付額 (D) (B)と(C)のいずれか小さい額	7,500,000	(a) 7,500,000	(b) 5,625,000																								
過大補助金受領額 (E)=(a)-(b)	-	-	1,875,000																								



円として実績報告を行い、過大に補助金を受領していた。

過大補助金受領額 65,000 円

過大補助金受領額算定表

(単位：円)

	交付申請額	実績報告額	再調査額
補助対象経費(A)	2,045,952	2,045,952	1,870,000
補助金算出額 (B)=(A) × 1/2	1,022,976	1,022,976	935,000
補助限度額(C)	1,000,000	1,000,000	1,000,000
補助金交付額(D) (B)と(C)のいずれか小さい額	1,000,000	(a) 1,000,000	(b) 935,000
過大補助金受領額 (E)=(a)-(b)	-	-	65,000

2 補助金交付要綱に定める「補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿」の整備がされていなかった。

【所管課に対する指摘事項】

所 管 課	障害福祉課																																		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成 27 年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助																																
		補助団体数	特定非営利活動法人愛ホームほか 7 団体																																
		補助対象事業費	295,658,591 円																																
		補助金交付額	154,270,000 円																																
監査実施団体数	1 団体																																		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	平成 28 年度佐賀県障害福祉グループホーム開設事業費補助																																
		補助団体数	特定非営利活動法人愛ホームほか 13 団体																																
		補助対象事業費	27,546,675 円																																
		補助金交付額	12,667,000 円																																
監査実施団体数	1 団体																																		
監査の結果	<p>1 団体に対する指導が不十分であることや実績報告書審査での領収書等の証拠書類の確認がされていないなど、審査が不十分であったことにより過大に補助金を交付していた。</p> <p>( 1 ) 平成 27 年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助 過大補助金交付額 1,875,000 円</p> <p>過大補助金交付額算定表 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付申請額</th> <th>実績報告額</th> <th>再調査額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費(A)</td> <td>10,108,800</td> <td>10,108,800</td> <td>7,500,000</td> </tr> <tr> <td>補助金算出額 (B)=(A) × 3/4</td> <td>7,581,600</td> <td>7,581,600</td> <td>5,625,000</td> </tr> <tr> <td>補助限度額 (C)</td> <td>7,500,000</td> <td>7,500,000</td> <td>7,500,000</td> </tr> <tr> <td>補助金交付額 (D) (B)と(C)のいずれか小さい額</td> <td>7,500,000</td> <td>(a) 7,500,000</td> <td>(b) 5,625,000</td> </tr> <tr> <td>過大補助金交付額 (E)=(a)-(b)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,875,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>( 2 ) 平成 28 年度佐賀県障害福祉グループホーム開設事業費補助 過大補助金交付額 65,000 円</p> <p>過大補助金交付額算定表 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付申請額</th> <th>実績報告額</th> <th>再調査額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				交付申請額	実績報告額	再調査額	補助対象経費(A)	10,108,800	10,108,800	7,500,000	補助金算出額 (B)=(A) × 3/4	7,581,600	7,581,600	5,625,000	補助限度額 (C)	7,500,000	7,500,000	7,500,000	補助金交付額 (D) (B)と(C)のいずれか小さい額	7,500,000	(a) 7,500,000	(b) 5,625,000	過大補助金交付額 (E)=(a)-(b)	-	-	1,875,000		交付申請額	実績報告額	再調査額				
		交付申請額	実績報告額	再調査額																															
	補助対象経費(A)	10,108,800	10,108,800	7,500,000																															
	補助金算出額 (B)=(A) × 3/4	7,581,600	7,581,600	5,625,000																															
	補助限度額 (C)	7,500,000	7,500,000	7,500,000																															
	補助金交付額 (D) (B)と(C)のいずれか小さい額	7,500,000	(a) 7,500,000	(b) 5,625,000																															
	過大補助金交付額 (E)=(a)-(b)	-	-	1,875,000																															
		交付申請額	実績報告額	再調査額																															

	補助対象経費(A)	2,045,952	2,045,952	1,870,000
	補助金算出額 (B)=(A) × 1/2	1,022,976	1,022,976	935,000
	補助限度額 (C)	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	補助金交付額 (D) (B)と(C)のいずれか小さい額	1,000,000	(a) 1,000,000	(b) 935,000
	過大補助金交付額 (E)=(a)-(b)	-	-	65,000
<p><b>【平成 27 年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助】</b></p> <p>2 実績報告書では定員 5 人分の居室を整備したとしていたが、実際は 4 人分の居室しか整備しておらず、その状況を把握していなかった。</p>				







<http://www.pref.saga.lg.jp/>